



百科



☎は問い合わせ先です

国民年金からのお知らせ

■高齢任意加入とは？

一、60歳以上の任意加入

①60歳以上65歳未満の方で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合

②過去に未納期間があるため、満額の年金に近づけるため納付期間を増やしたい場合に加入することができます。

■加入できない方

- ・厚生年金などの加入者
- ・老齢基礎年金の繰上受給者
- 二、65歳以上の特例任意加入

老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方は、65歳から70歳に達するまでの間任意加入できません。

※留意事項

- ・昭和30年4月1日以前生まれの方が対象者です。
- ・不足分の受給権を取得した時点で資格を喪失します。（年金の請求）

■申請免除承認は6月まで

申請免除をされ承認された方の保険料の免除期間は、特例で4月から6月までとなっております。

今年度より、7月から翌年6月までの周期となりますので、希望される場合は7月末までに申請してください。なお、本人および配偶者、世帯主の方が未申告の場合は申請できません。

■学生の特例は？

従来どおり4月から3月までとなります。

■保険料は口座振替で！

国民年金の保険料は、毎月確実に納めていくことが大切です。保険料の口座振替を希望される場合は、金融機関の窓口で直接手続きをしてください。
※手続きの際は通帳および通帳印、保険料納付通知書を持参してください。

☎市民課国民年金相談係

☎22-11312

恩給欠格者・引揚者の皆さまへ

旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方や、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に対し、慰謝の念を示すため、内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。外地、内地の勤務年数により基準が定められておりますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

なお、対象者の方で、請求を行うことなく亡くなられた方については、ご遺族からの請求もできません。

●請求期限

- ・恩給欠格者遺族の方のみ
- 平成17年3月31日まで

☎平和記念事業特別基金

☎0120-234-933

*請求書類は福祉事務所総務係にありますのでご連絡ください。

☎22-1400

地籍調査事業に基づき固定資産税課税が始まります

土地の固定資産税を計算する場合、原則として登記簿に記載されている面積で計算しますが、すでに地籍調査事業が行われた地区では、調査以前の登記簿面積で課税している土地があります。

これは、実測した面積が調査以前の登記簿面積より大きくなる土地については、調査後に税額が大きくなることをさけるための取り扱いです。

しかし、このことにより、実際の土地の面積と課税の面積が土地ごとに異なることになり、全体的な税の公平性からは見直しが必要と思われれます。

このような状況を踏まえ、地籍調査が開始されてから20年以上が経過していること、すでに市の約8割は土地の実測面積が判明していることなどから、平成15年度より固定資産税および都市計画税の課税計算で用いる面積を、実態に即したものに段階的に調整することとなりました。

調整は、地籍調査事業以前の登記簿面積と実測面積との差が土地によって異なるため、1年から5年までの期間で行うこととなります。

納税者の皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

なお、登記と課税の面積については、納税通知書に添付されている課税資産明細書で確認できます。

■固定資産課税台帳の縦覧制度が変わります

これまでの「縦覧」は、固定資産課税台帳により自己の資産を確認するため行っていました。制度の改正により平成15年度からは、納税者が自己所有の土地家屋と他の土地家屋の価格を比較するために「縦覧帳簿」を見ることが「縦覧」というようになります。納税者であれば、どなたでもどの土地家屋でも縦覧することができます。

●縦覧期間

4月1日～6月2日（土日祝除く）
8時30分～17時15分

●縦覧場所 税務課（市庁舎1階）

※以前の縦覧と同様に自己所有資産の確認を行いたい納税義務者の方は、従来どおり課税台帳を「閲覧」することができ、その「閲覧」と申し出てください。

閲覧手数料は縦覧帳簿の縦覧期間に限り無料、それ以外の期間については有料で、1件200円となります。閲覧できる方の範囲などはお問い合わせください。

☎22-11313

☎市民課固定資産税係